

答申第106号

平成18年9月29日

神戸市長
矢田立郎様

神戸市情報公開審査会
会長 佐伯彰洋

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成17年8月25付神市市情第72号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「不服申立ての状況」の公開決定に対する異議申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

「申立案件の進捗状況資料」を、本件請求に該当する文書として追加特定し、条例第10条の規定に基づく決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、以下の公開請求を行った。

「1 平成15年以降の神戸市市民情報サービス課の職員と申立人との往復文書、督促記録、決裁文書等の原本

2 情報公開に関する諮問事案の進捗状況の分かる簿書(整理簿等)(平成15年以降)」

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、不服申立ての状況(以下「公文書」という。以下の から の公文書について、この例にならう。)

平成15年3月13日付	神戸市情報公開審査会会長あての文書
平成15年3月20日付	神戸市情報公開審査会事務局からの文書
平成15年3月31日付	神戸市情報公開審査会事務局局長あての文書
平成15年4月24日付	神戸市情報公開審査会事務局からの文書(その1)
平成15年4月24日付	神戸市情報公開審査会事務局からの文書(その2)
平成15年5月2日付	神戸市情報公開審査会事務局からの文書
平成15年5月28日付	神戸市情報公開審査会会長あての文書
平成15年8月13日付	神戸市情報公開審査会会長あての文書
平成15年9月24日付	神戸市情報公開審査会あての文書
平成15年12月4日付	市民情報サービス課職員あての文書
平成16年2月3日付	市民情報サービス課職員あての文書
平成16年3月12日付	神戸市情報公開審査会事務局からの文書
平成16年3月16日付	市民情報サービス課職員あての文書
平成16年7月29日付	市民情報サービス課職員あての文書
平成16年10月12日付	市民参画推進局長あての文書
平成16年10月12日付	市長あての文書

を請求の対象文書として特定し、上記のうち、公文書を公開し、公文書から公文書を非公開とする決定を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成17年2月22日付の異議申立書(以下「申立書」という。)平

成 18 年 6 月 27 日の審査会の陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

条例に基づく申立人からの公開請求に対して、実施機関が行った公文書部分公開決定処分の取り消しを求める。

実施機関は、申立人の求める文書のうち、情報公開に関する諮問案件の進捗状況の管理、進行等を一手に行っている整理簿を公開すべきである。公開された記録は、審査案件を単に羅列したものに過ぎない。

申立人が公開を求めている文書は、審理の進捗状況が判明する担当課が現に日々利用されている記録である。特定の個人が識別される箇所は非公開でよいが、すべてを非公開とすることは不当である。

条例第 27 条を錦の御旗にして非公開を主張するが、申立人の求めている記録は、運用に係る記録である。また、「審査の手続き」の範囲が不明確であって公開非公開の判断が明確でない。

申立人が公開を求めている文書は、実施機関が記録している各事案の進捗状況など経過が判明する文書である。職員は、審査会ごとにどの事案の審査を行ったとする記録はなく、事案ごとに審議した事実を記録しているとして拒否しているものである。

申立人は、審査の中身について云々しているものではない。審査事案の進捗状況をオープンにしていきたいとお願いしているものである。

条例の目的からして事務方の事案管理進捗等の文書は、個別名はともかく、すべてを公開されてもなんら問題はないと思われる。

事案の進捗状況で審理の長短は別として、その事務的な進捗状況の不公平感が表面化されるので、拒否しているのか、判然としない。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 17 年 9 月 7 日付の非公開理由説明書、平成 18 年 5 月 8 日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

公文書 は、本件請求内容のうち、「情報公開に関する諮問事案の進捗状況の分かる簿書（整理簿等）（平成 15 年以降）」に対応する文書として、特定した文書であり、神戸市情報公開審査会に諮問がなされ、審査中の案件を平成 16 年 10 月末時点でまとめた一覧である。

公文書 には、記載項目として、「番号」「対象文書」「原処分」「申立」「諮問」の各欄があり、「番号」欄には 1～14 の通し番号を、「対象文書」欄には当該不服申立て案件の対象文書名を、「原処分」欄には当初の実施機関の決定内容を、「申立」欄には不服申立てのあった年月日を、「諮問」欄には実施機関から神戸市情報公開審査会に対して諮問がなされた年月日を、それぞれ記載していることから、これを請求の趣旨に該当する公文

書として特定し、公開したものである。

ところで、本件申立書において、申立人が公開を求めている公文書とは「審理の進捗状況が判明する担当課が現に日々利用されている記録」とのことであるが、どの諮問案件を、いつ開催した審査会で審査したか、また、今後どのような予定で進めていくのかについて示した記録簿は作成していない。

なお、当課では、審査会の審査資料として、各々の諮問案件ごとに請求日、決定日、申立日、諮問日、非公開理由説明書提出日、意見書提出日等が記載されている「決定の理由と争点一覧」(以下「争点一覧」という。)を作成している。

また、争点一覧を作成する担当者の備忘のために、申立ての内容、原処分、実施機関、請求日、決定日、申立日、諮問日、理由書提出日、意見書提出日等を記載した資料がある。

しかし、これらの文書についても、どの諮問案件を、いつ開催した審査会で審査したか、また、今後どのような予定で進めていくのかについては記載がなく、公開した公文書と同様、申立人が本件申立書において求めている「審理の進捗状況が判明する現に日々利用されている記録」には該当しないものと思われる。

公文書 から公文書 は、本件請求内容のうち、「平成 15 年以降の神戸市市民情報サービス課の職員と申立人との往復文書、督促記録、決裁文書等の原本」に対応する文書として、特定した文書である。

ある者が、行政庁に対してどのような文書を送付し、どのような回答を受け取ったかについては、社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常と認められる情報であり、その内容はもとより、文書の存否を明らかにするだけで、当該個人の権利利益が害される場合に該当する恐れもある。したがって、特定の個人が識別される情報であり、公にしないことが正当であると認められる情報に該当すると考えられることから、非公開の決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件における争点について

申立人によると、本件申立てによって争うとしているのは、「情報公開に関する諮問事案の進捗状況の分かる簿書(整理簿等)(平成 15 年以降)」の公開請求に対して実施機関が特定し公開を行った公文書 は、申立人の求めている文書ではないことであり、その余については争わないとしている。以下、本件争点について検討する。

(2) 本件対象文書について

申立人によると、申立人が異議申立てを行っている案件が別途 3 件あるが、当該 3 件が放置されているのではないかと、あるいは、他の案件と公平に扱われていないのではないかとことから、実施機関が不服申立ての進捗状況を管理しているものを公開請求したとしている。

申立人としては、具体的には、平成 15 年度以降の情報公開の諮問事案すべてについて、異議申立て時期と諮問の日、実施機関に対する反論書あるいは弁明書、申立人の意見書、意見聴取がいつ、どのようにされたかを記載した公文書の公開を求めているとしている。

審査会が、実施機関の保有している公文書を見分したところによると、実施機関において特定し公開を行った公文書は、平成 16 年 10 月末現在における異議申立ての審査案件にかかる「対象文書名」、「原処分」、「申立日」、及び「諮問日」が記載されている。

また、実施機関では、担当職員が争点一覧を作成するにあたって備忘のために、申立ての「内容」、「原処分」、「実施機関」、「請求」日、「決定日」、「申立」日、「諮問」日、「理由書」の提出日、「意見書」の提出日、「審査会の処理」日（答申日）、「申立ての処理」を記載した「申立案件の進捗状況資料」を作成している。

実施機関としては、どの諮問案件をいつ開催した審査会で審査したか、また今後どのような予定で進めていくのかについて示した記録簿は作成していないとしているが、「申立案件の進捗状況資料」については、今後の予定は記載されていないものの、不服申立てについてのこれまでの進捗状況が記載されていることが認められる。

そうすると、審査会としては、申立人が求めている文書は、公文書に加えて「申立案件の進捗状況資料」（以下「本件公文書」という。）についても、申立人の請求の趣旨に沿うものであることが認められる。

したがって、本件公文書も、申立人が求めている文書に該当するものであるから、実施機関は本件公文書を追加特定し、条例第 10 条の規定に基づく決定をすべきである。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成 17 年 8 月 25 日	-	* 諮問書を受理
平成 17 年 8 月 30 日	第 182 回 審査会	* 審議
平成 17 年 9 月 7 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 18 年 1 月 24 日	第 188 回 審査会	* 審議
平成 18 年 5 月 8 日	第 192 回 審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成 18 年 6 月 27 日	第 194 回 審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成 18 年 7 月 10 日	第 195 回 審査会	* 審議
平成 18 年 8 月 23 日	第 197 回 審査会	* 審議
平成 18 年 9 月 21 日	第 198 回 審査会	* 審議